

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第8回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会
2. 開催日時	令和5年12月28日(木) 午前10時00分~午前11時00分
3. 開催場所	松阪市殿町1563番地 松阪市福祉会館 大会議室
4. 出席者氏名	(委員) ◎志田幸雄、○奥田隆利、○中村文彦、渡邊幸香、大田哲、福本詩子、服部八恵子、村林ゆとり、久米徹、横山孝子、青木浩乃、三浦洋子、三宅明、野呂英子、宇城知世子、松田弘(◎会長 ○副会長) (事務局) 廣本知律、松田武己、藤牧郁子、三宅泉穂、大田政雄、刀根真紀、大川忍、前川肇子、世古章子、北川信助、池田朱美、上村俊夫
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	0人
7. 担当	松阪市健康福祉部 介護保険課 担当：池田、上村 TEL 0598-53-4058 FAX 0598-26-4035 e-mail kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 開会
2. 協議事項

松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画(素案)に係る給付費の見込みと保険料について 等

議事録 別紙

第8回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会

日時:令和5年12月28日

午前10時～

場所:松阪市殿町1563番地

松阪市福社会館 大会議室

1 開会

事務局:定刻になりましたので、ただいまから臨時松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会を開催させていただきます。

(事務局あいさつ)

事務局:それではここからの議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

2 議事

(1)介護保険料の設定について

第6章介護保険料の設定について

会長:本日の議題は介護保険料の設定についてです。まず、配布資料の確認を事務局お願いします。

事務局:(資料確認)

当日資料としまして第6章 介護保険料の設定、【保険料資料1】基準額設定と【保険料資料2】の所得段階別保険料(案)、【保険料資料3】の所得段階別実負担額の比較になります。以上が、本日の資料となりますが、お手元にございますでしょうか？

会長:まず、第6章の介護保険料の設定について事務局より説明をお願いします。

事務局:6章の介護保険料の設定の5ページをご覧ください。前回7回目の策定委員会で計画中となっていたものが、22日の閣議決定を受け、そこから算定させていただいた結果になります。

まず5ページからは「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」の給付費の額になります。「居宅サービス」に6ページの「地域密着型サービス」そして「施設サービス」で合計しますと167億7,246万4,000円となります。こちらが

令和6年度に必要なだろうという計算になります。

次の7ページは「介護予防給付費」になります。こちらは「介護予防サービス」と「地域密着型介護予防サービス」との合計で、2億9,074万8,000円という試算になります。

次に、8ページです。先程の「給付費」「特定入所者介護サービス費」と「高額介護サービス費等給付額」、「高額医療合算介護サービス費等給付額」、「算定対象審査支払手数料」の額をすべて合わせたものが「標準給付費見込額」となりまして、こちらは3年間で550億6,340万7,000円というように数字が出て参りました。

次に10ページです。先程の550億6,340万7,000円が表の①の「標準給付費見込額」になるわけですが、保険料収納必要額は、①の標準給付費見込額と②の地域支援事業費の合計に第1号被保険者の負担割合(23%)を乗じた③の「第1号被保険者負担分相当額」に、④の調整交付金相当額(こちらは標準給付費見込額と介護予防・日常生活支援総合事業費の合計額の5%です)と⑤の調整交付金見込額との差額を加え、⑦の介護保険給付費支払準備基金の取崩額を減じて算出しています。

「介護保険給付費支払準備基金」とは保険者の給付費支払いの増減に備えて保険者が設置する基金で、第1号被保険者保険料を積み立てて運営され、3年間の事業計画期間の財政調整を行います。本計画では、保険料の増加を防ぐため、基金を取り崩します。

表の⑦の数字が6,500万になっていますが、6億5,000万円に訂正をお願いいたします。

以上の計算をして出てきましたのが⑧の「保険料収納必要額」で、120億786万6,000円という額です。こちらを実際に収納できる率と被保険者の数で割りますと、「保険料基準額」の6,980円となります。

6章の説明は以上となります。

事務局:訂正させてください。保険基準額表の⑧保険料必要収納額の計算式が⑤－⑥＋⑦になっていますが、⑤＋⑥－⑦の誤りです。ご訂正ください。

会長:全部説明していただいてから協議に入ります。

事務局: それでは保険料の算定につきましてご説明をさせていただきます。クリップ留めの資料をご覧ください。

第9期の介護保険料の算定につきまして国は介護保険制度の持続可能性を確保するという観点から、今後の介護給付費の増加を見据えまして、第1号被保険者間での取得再分配機能を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制を図るという方針を示しております。

具体的に申し上げますと、国の標準段階の9段階から13段階への段階見直しと高所得者の方の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げなどが国から示されております。

松阪市におきましてもこの方針に従いまして、第9期の保険料の算定を行いました。先日、11月21日に開催をさせていただきました第6回の策定委員会で、保険料の決まるまでの仕組み、流れをご説明しましたが、それに沿いまして、順番にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、基準額の策定の仕方についてご説明をいたします。保険料の資料1をご覧ください。

一番上の数字が今後3年間で必要となる介護サービス費の見込みの額でございます。第8期は552億9,674万7,000円を想定しておりましたが、そこから20億9,737万2,000円上昇いたしまして、令和6年から令和8年までの3年間のサービス費の見込額が573億9,411万9,000円と算定しております。このうち、65歳以上の方(第1号被保険者)の負担割合が全体の23%分で、132億64万7,000円となります。ここから先程も説明いたしましたが、国から調整交付金の5億4,278万1,000円と、保険料の上昇を抑制するために基金から6億5,000万円を取り崩して投入をいたしました残りの額の120億786万6,000円が今後3年間で保険料として確保が必要な額という事になっております。

これを見込みの収納率で割り込む必要がございます。なぜこの作業が必要かというと、残念ながら収納率が100%ではございませんので、見込みの収納率で割り込む必要がございます。

見込みの収納率は平成30年から令和2年度までの3年間の収納率の実績の平均値の99.28%を用いております。これらを計算した結果、120億9,495万円が保険料で収納が必要な額という事になります。

これを65歳以上の方の被保険者数で割りますと、保険料の基準額である年額と

して8万3,673円で、それを12で割った月額が6,973円という計算になるのですが、月額の1円単位は切り上げるという事になっておりますので、最終的に第9期の松阪市の介護保険料基準額の第5段階に相当するものとしては、月額6,980円、年額8万3,760円という事になりました。

第8期と比較をいたしますと月額で250円、年額で3,000円の増額をお願いせざるを得ないという結果になりました。

次に、所得に応じた段階別の保険料の設定を行うわけですが、先程ご説明をさせていただきました通りにこの5段階の基準額が上昇してまいりますので、1段階から16段階まですべての段階の方で負担いただく保険料が上昇してまいります。そこで、さらに各段階の保険料率を上げてまいりますとさらなる増額という事になりますので、それを避けるために現在の14段階の乗率は継続しつつ、新しい段階の乗率を設定できないかという事で算定をいたしました。

保険料率の設定の仕組みは非常に複雑で、ここから先のご説明は小数点以下の細かい数字が沢山出て来て大変にわかりにくいかと思いますが、ご質問については後ほどお伺いいたします。

資料2をご覧ください。この表の左側が現在の第8期の保険料の設定となり、右側の色づけ部分は国が新しく設定をした13段階の標準を示しております。そして真ん中の部分が第9期の新しく設定をさせていただく16段階の段階別の数字になっておりまして、赤字の箇所は現在の設定から変更もしくは新設をする部分になっております。

なお、新しい10段階から14段階の赤字の所得の範囲の金額ですが、前回までの策定委員会では年度当初に国から案として示されていた数字でご説明をしておりましたが、先週の22日の閣議決定後、国から示された数字が変更されましたので、もう一度計算をし直すということになりました。前回までにお渡しした資料とこの赤字の所得の範囲の金額の部分が変わっておりますので、それを注意していただき、目を通していただきたいと思います。

新しい段階の設定は前回に説明させていただきました通りに、現在の10段階と11段階をそれぞれ国の標準に合わせまして二分割をいたしまして、ここに新しい段階を設定しております。料率はそれぞれの段階ともにプラス 0.1 といたしまして、新しい11段階が2.05、新しい13段階を2.3と設定いたしました。

次に、保険料資料の2の第1段階と第3段階の保険料率の部分が赤い箇所をご説明いたしますので資料2と合わせて資料3をご覧くださいとわかりやすいかと思えます。

保険料資料2の各段階の保険料率は、確保が必要な保険料の収納額を算定する時に用いる保険料率です。保険料資料の3の数字は、実際に被保険者の方に負担いただく保険料で、見ていただくとわかると思いますが、第1段階から第3段階までの数字が資料2と資料3では違っていると思います。

まず、第1段階から第3段階の市民税非課税世帯に属する方の保険料率は給付費の50%に当たる公費とはまた別枠で所得者保険料軽減負担金という国と県からの補助がございます。それを活用いたしまして設定した保険料からさらに保険料率を低く設定するという事ができますので、松阪市ではそのような設定をしておりますが、それにはいくつかの国の決まり事がありまして、今回は、そのさらに低くできる設定の範囲が一部改正されました。

現在の第8期の保険料の収納額を算定する時に用います保険料率の第1段階の数字は0.45となっており、第8期では国で定められている下げ幅が0.2でしたので、そちらを採用いたしまして、実際にご負担していただく第1段階の保険料率は、0.25としておりました。ところが第9期でその下げ幅の上限が0.2～0.17に改正されましたので、第8期の設定の0.45のままでは0.28までしか下げることができず、第1段階の方の保険料率が0.03上昇してしまうということから、冒頭でも申し上げました通り、国の方針である低所得者の方への配慮に沿えない結果になってしまいます。

そこで、0.45を0.42まで0.03引き下げることによって最終的には負担をいただく第1段階の保険料率が0.25で維持できるという事になりますので、こちらのように引き下げさせていただきました。

第3段階も第1段階と同様に、第8期では0.6から下げ幅の上限が0.05でしたので0.55とさせていただいていましたが、第9期では下げ幅の上限が0.05～0.005に改正されましたので、0.6を0.555に引き下げないと3段階の現在の料率の0.55を維持することができないために第3段階も引き下げをさせていただいております。

なお、第2段階の料率につきましては、国の下げ幅の上限が0.25～0.22に縮小されているのですが、現在松阪市におきましては、0.5～0.4と0.1までの引き

下げを行っております、改正後の下げ幅に収まっておりますので第2段階の修正を行っておりません。

以上のように第9期の保険料は、国の新しい方針に沿うことを基本といたしまして現在の14段階の料率は今ご説明しました必要箇所を除き、変更はせず継続し、新しい段階の料率を設定するというように考えております。

なお、すべての料率を見直すということも検討いたしましたが、すでに松阪市では市民税非課税の方の保険料率を他市町と比較いたしますとかなり低く設定しております。これ以上引き下げますと市民税課税層への負担がさらに大きくなってしまい保険料の必要な額を確保することが困難になって参りますので、現状の保険料率は維持しつつ、国の新しい方針に沿った設定でお願いをしたいと考えております。

最後に保険料第5段階の基準額が上昇してしまうことにより、被保険者の方皆様にご負担増をお願いするという結果となってしまい、心苦しい限りですが、委員の皆様におかれましては現状をご理解いただきたいとお願いいたします。

以上です。

会長:はい、ありがとうございます。事務局より追加説明はありませんか。それでは、私から事前に数字でお聞きしたい事がありますが22日に閣議決定され、また1週間弱の段階です。事務局で頑張ってください、これを作って見せていただきましたが、細かい数字は間違いなく修正されておりますので、数字の事よりも全体的な松阪市のバランスを含めてご意見をいただきたいと思います。

副会長お願いします。

副会長:三重県の中でも松阪市は生活保護率が非常に高いため第1段階の負担を軽減していくことが重要かと思いますが、できる限り状況に応じた対応をしていただいていると思いましたが。ただ、基準額に相当しているから生活が楽という必ずしもそうとは言えず、むしろ6段階の方たちの生活が厳しいのではないかと、現状を見ていて思います。

会長:事務局にお尋ねしたいのですが、松阪市は14段階を16段階に見直しましたが、16段階の保険料率は他の市町と比べてどのような状況ですか。

事務局:第8期では松阪市の14段階は最多層の段階ですので最も細かく設定しております。三重県内で14段階があるのは松阪市と桑名市のみで桑名市も2段階を増やして16段階になっております。改正前の10段階の保険料を例にとると320

万円～500万円という180万円の所得差があり、同じ保険料を納めていただくという不公平感がありましたが、そのため国が100万円単位で区切って改正しましたので、所得差が小さくなり負担していただけるようになりました。

また、料率を比較しますと、第1段階の料率を0.25にしておりますのは県内でも本市が最も低い設定です。ただ、保険料は2万190円で他市町は基準額が低いために結果として負担金額が本市より安いという事になっています。

会長:介護保険制度そのものが保険料を段階で決めておりますので、1円違えば次の段階に入ることとなり、不公平感があると思いますが、国も改善してきましたのでやや軽減されたかと思えます。

委員:保険料の資料2と3の表で、料率の数字に違いがある箇所が3ヶ所ぐらいありますが、その理由をもう一度教えていただきたい。また、16段階の段階ごとに被保険者の何%ぐらいがそれぞれ占めているのかを教えてください。

事務局:料率が違うのはなぜかというご質問かと思えます。資料2の保険料率につきましては、3年間で保険料として確保することが必要な額を計算するために用いる数字です。一方、新しい16段階で説明いたしますと、1段階の0.42～16段階の2.8まで、この保険料率で推定されるそれぞれの段階の被保険者の数をかけたもの合計によって必要な額が確保できるのかどうかを算定していますので、この基準額が、第5段階に相当される金額になります。

その基準額を被保険者に一律で負担していただいた場合には8万3,760円ですが、所得に応じて段階制にしなければならないので、所得の低い方は1より低く、所得の高い方は1より高く、非課税の方の不足分を課税の保険料の余剰分で埋めるといようにイメージしていただくとわかりやすいかと思えます。

1段階から3段階につきましてはこの保険料の算定とは別枠で、平成27年から国の保険料軽減制度が始まり、令和2年から現在の3段階の完全実施になりましたので、軽減した額、つまり不足分は国が二分の一、県が四分の一、市の予算の中から四分の一を足したもので充当しています。

第8期では第1段階から第3段階まで、保険料をさらに低く設定している方の金額を約2億円とし、国から二分の一と県から四分の一と市の負担として5,000万円を投入して非課税層の保険料を更に安くしています。

また、段階別の被保険者数ですが、非課税の1段階から5段階までが市民の6割を超えています。その減額した保険料の負担を4割弱の課税層に埋めているという状況です。

資料2の表の右端に「国の新標準」の欄を見ていただくと、国の標準乗率が1段階を0.455と設定しており、第8期ではここが0.5でしたが、ここを国は0.55下げて改正をしてきました。これより高く設定してはいけないという基準です。松阪市は国の基準を下回っておりもともと国の基準より低く設定しているところを、さらに2億円を投入して低い設定をし、非課税層に対する配慮を既に行っていますが、一方で課税層に対しては、国の新しい標準の6段階1.2から13段階の2.4までの方を松阪市の新しい16段階と比較していただくとそれぞれの段階で国の標準より同じか高く設定をされている事がわかります。

という事は松阪市の保険料の段階の設定は非課税には国の標準よりも低く設定し、逆に、課税層には国の標準より高い料率で負担をしていただいている事が現状です。

会長:6割の方が5段階を占めているという説明でした。

委員:基準額を決めるにあたって基礎となっている大切な指標が介護サービス費の見込額と収納率ですが、収納率については100%を目指して努力をし続けていただきたいですし、払えない方の申請の手続きのお手伝いもお願いしたいです。また、介護サービス費の見込額については見込額と実際にどれ位の乖離があったのか、松阪市の介護保険料は歴代県内でも隣接する市町よりも高いのでその原因となっている多く使われるサービスや逆に他市町に比べて使われていないサービスを教えてください。

事務局:1点目の計画値と実績値の乖離については標準給付費の計画値が3年間531億円で計画していましたものが実績見込みは516億で、3年間で約15億円の乖離があります。1年平均で5億円程度です。1年単位では、180億余りの予算の中での5億ですから悪い数値ではないと思いますし、コロナの影響がありもう少し乖離は小さいかもしれません。

介護サービス費については、他市町と比較すると、給付費別にはわかりませんが、3年ほど前のデータでは居宅の給付費が1位で県より指摘を受けました。

事務局:県が直近のデータに差し替えると聴きますので、それが出ましたらご報告いたします。

会長:市民委員のご意見をいただきたいと思います。委員どうですか。

委員:現役世代の介護保険料を上げて欲しくないと思うのですが、必要なかと思えます。

委員:限られた財源の中でご苦労されている事が良くわかりますのでこれからもよろしく
お願いします。

委員:保険料の内訳が良くわかり、松阪市は非課税世帯が6割もあると聴き、これは助け
合いしかないと思いました。

会長:他によろしいですか。ここで承認していただくと、パブリックコメントで市民の意見
を聴き、またその後に会議があります。ご承認いただくという事でよろしいですか。

(異議なし)

今回、介護保険料の設定として所得段階別の保険料と負担額の比較をしていただき、
皆様に認めていただいたという事になります。

他に意見が無ければその他に移ります。

3. その他

事務局:次回の8回策定委員会の日程について、年明けの1月26日金曜日とさせていただ
きます。開催時刻は午後1時半からとなります。会場は松阪市日野町778番地、
カリヨンプラザの1階会議室にて開催させていただきます。

パブリックコメントは来週の1月8日から18日まで行い、その結果の報告と松阪市第
10次高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画の完成版をご覧いただ
きたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次回の策定委員会が最後の開催となる予定です。皆様よろしくお願ひいたします。

4 閉会

会長:年末ですので、部長よりご挨拶をいただきたいと思えます。

健康福祉部長:(あいさつ)

会長:以上を持ちまして第8回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会を閉会いたしま
す。

お疲れ様でした。

(閉会)